

障害者自立支援法一部「改正」案の再提案に対する見解

私たちは、今年6月に廃案となった障害者自立支援法一部「改正」案が、その内容を変えないままこのたび国会に再提案されることに対し、下記の点が解決される「改正」案が必要であることの見解を表明します。

1. 厚生労働大臣と障害者自立支援法訴訟団との和解条項にある「応益負担の廃止」を「改正」案に盛り込むこと。
2. 障害者自立支援法に代わる新しい法制度を検討している障がい者制度改革推進会議の意見と議論の内容を反映させた「改正」案とすること。
3. 「新たな法整備までの暫定」を法案に明記し、障害者自立支援法に替わる新たな法案の成立時期を明記した「改正」案とすること。
4. コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）の実施における地域格差や予算不足などの問題点を解決し、聴覚障害者の暮らしや手話通訳制度の向上に結びつく「改正」案とすること。

これらの問題点を解決することこそ、国連障害者権利条約の国内適用をめざしている障がい者制度改革推進会議の議論を尊重し、障害当事者・関係者、多くの国民の理解を促進し、聴覚障害者をはじめとする障害者福祉と手話通訳制度の向上に結びつくものである。

2010年11月16日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事会